

体育奨励補助金支給規程

平成5年12月1日施行

平成25年4月1日改正

令和4年10月1日改正

(目的)

第1条 近畿日本ツーリスト健康保険組合(以下「組合」という)は被保険者及びその家族の健康保持・増進を目的とした体育行事を奨励するために、体育行事の所要経費の一部を補助する。

(補助対象行事)

第2条 体育奨励補助金(以下「補助金」という)支給対象となる体育行事は、次のとおりとする。

(1)組合が主催または認定する体育行事(以下「主催行事」という)。

(2)原則として、事業所の箇所(以下「箇所」という)単位又は地域単位で実施する、可能な限り多数の人が参加する行事(以下「後援行事」という)。

2 前項第2号の後援行事は、各号に該当する行事でなければならない。

(1)原則として、体育大会、運動会、各種球技、スケート、スキー、サイクリング、フィールドアスレティック、オリエンテーリング、ハイキング、登山、ボウリング等の、全員参加可能な行事であること。ただしゴルフは除く。

(2)日本国内で実施する行事であること。

(3)毎年度4月1日から翌年2月末日までの間に実施する行事であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の支給対象となる所要経費は、次の各号に掲げる諸経費とする。

(1)主催行事の参加経費

(2)運動施設の利用料、入場料、入園料等

(3)運動用具借用料等

(4)スキーリフト券代等

(5)用具の運搬費

(6)その他後援行事实施に必要な諸経費

(事前申請・承認)

第4条 後援行事を実施しようとするときは、計画箇所又は地域の責任者(以下「責任者」という)は、実施予定日の2週間前までに「体育奨励事業実施計画書兼承認書」(以下「計画書兼承認書」という)に開催案内等を添付のうえ組合に提出して、あらかじめ組合の承認を得なければならない。

- 2 複数の箇所又は地域の合同で実施しようとするときは、代表箇所又は地域代表の責任者が計画書を提出するものとする。

(計画書)

第5条 前条の規定により提出する計画書兼承認書は、次の各号に掲げる内容が記載されていなければならない。

- (1) 責任者(担当者)の氏名および所属事業所名
- (2) 行事の実施予定日
- (3) 行事の具体的な内容
- (4) ハイキングの場合は、行程及び所要予定時間
- (5) 複数箇所合同の場合は、参加予定の全箇所名
- (6) 参加予定人員

(承認書)

第6条 組合は、計画書兼承認書を受領してその内容を審査し、後援行事として適当であると認定したときは、責任者宛に通知する。

(変更)

第7条 体育行事の実施日又は内容を変更しようとするときは、責任者は、実施予定日以前に組合に申し出て、承認を得なければならない。

(補助金の申請)

第8条 体育行事を実施したときは、責任者は、次の各号に掲げる書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 組合所定の「体育奨励事業実施報告書」(以下「報告書」という)
- (2) 第3条に規定する所要経費の支出を証する領収書などの証票

- 2 組合は、前項の報告書を受領したときに、補助金の申請があったものとみなす。

(補助金の申請期限)

第9条 前条の規定による補助金の申請は、体育行事を実施した日の属する月の翌月10日までに、組合に書類が届くようにしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、翌々月の10日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度末における補助金の申請期限は3月20日とし、期限までに組合が書類を受領できない場合は、原則として補助金は支給しない。

(補助金の支給)

第10条 組合は、第8条の規定による申請に基づいて、体育行事参加者1人あたり総費用の3分の1相当額の補助金を支給する。ただし、補助金の支給限度額は、被保険者1人当たり年間2,500円とし、限度額に達するまでは何回でも支給する。

- 2 前項の規定により算出した補助金額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。

- 3 組合が期限までに受領した申請にかかわる補助金は、その月の末日まで、責任者に支給する。

付 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

ただし、従前の支給については、遡及して適用したものとみなす。